

[事案 23-231] 入院給付金支払請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したが、約款上の「がん」に該当しないことを理由に不支払いになったことを不服として入院給付金の支払いを求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 57 年 1 月にがん保険に加入したが、その後、平成 23 年 4 月に、「がん」に罹患して入院したので、入院給付金を支払ってほしい。なお、診断書兼入院証明書には、診断＝「上行結腸癌」、進達度＝「M、1y0、v0、VM0、LM0（粘膜内癌、リンパに浸潤なし、静脈に浸潤なし、垂直断端に浸潤なし、水平断端に浸潤なし）」と記載されており、「がん」に該当する。

<保険会社の主張>

本件約款で定める「がん（悪性新生物）」とは、WHO 修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物に分類されている疾病を指すが、申立人の病変は、上記定義に該当しないため、申立人の請求を認めることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記の事実により、申立人の「上行結腸癌」は粘膜内にとどまるものであるから、「大腸の悪性新生物」には該当せず、本件約款が入院給付金の支払事由としている「がん」には該当しないため、申立内容を認めることはできず、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 約款の規定について

(a) 申立契約の約款によれば、入院給付金の支払事由は「被保険者が次のすべてに該当したとき (1) 責任開始日以後にはじめてがんと診断確定されていること、(2) 責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院（再入院を含む）していること」と規定されている。

(b) 「がん」の定義については、同約款に「この保険契約において『がん』とは、世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類の基本分類において悪性新生物（がん腫、肉腫および白血病等）に分類されている疾病（別表 1）をいいます。」と規定されている。

(c) 「別表 1」には、「第 3 条に規定する世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害および死因統計分類において、悪性新生物に分類される疾病は世界保健機関（WHO）第 8 回修正国際疾病、傷害および死因統計分類のうち下記の疾病をいいます」として、「大腸の悪性新生物（直腸を除く）」と掲げられている。

(2) 申立人の罹患した疾病について

本件では、申立人が、「上行結腸癌」の切除を目的として入院し、手術を受けているこ

とには争いがないので、本件の争点は、「上行結腸癌」が上記「別表1」に規定された「大腸の悪性新生物」に該当するか否か、という点になる。

(3) 世界保健機関（WHO）の解釈について

「上行結腸」は大腸の一部を構成する器官であるが、下記の関係証拠によると、WHOは、昭和51年以降、一貫して「粘膜固有層の浸潤のない」腫瘍を、「良性」と評価している。

(a) 本契約の締結年である昭和57年に先立って、昭和51年にWHOから出版された「Histological Typing of Intestinal Tumours (腸管腫瘍に関する組織学的分類)」には、大腸の上皮性腫瘍を、「良性」と「悪性」に分類し、「良性」の一類型として「腺腫（大腸粘膜に発生する良性腫瘍性病変）」を挙げた上で、「時として腺腫に高度細胞異型を伴う無秩序な腺組織の増殖が主体として見られることがある。そのような変化があっても、粘膜固有層の浸潤のないものは、非浸潤癌もしくは上皮内癌と表現されてきた。大腸の腺腫内に於いては、浸潤癌と診断を下すのは、腫瘍が粘膜筋板を貫いた場合のみとすべきである。なぜならば、粘膜下層が浸潤されなければ、転移は起こらないからである。」と解説している。

(b) 平成元年にWHOから出版された上記文献の第2版は、上記と同様に、大腸の上皮性腫瘍を、「良性」と「悪性」に分類し、「良性」の一類型として「腺腫」を挙げた上で、「粘膜筋板を貫いて粘膜下層への広がりが見られたときのみ浸潤癌と報告されるべきである。」と解説している。